

次のとおり、一般競争入札を実施する。

令和元年6月27日

砂川市長 善 岡 雅 文

1 入札に付する事項

- (1) 工事の内容 砂川市庁舎建設工事（機械設備工事その2）
- (2) 工事の場所 砂川市西7条北2丁目ほか
- (3) 工事の期間 契約締結日の翌日から令和3年3月31日まで
- (4) 工事等の概要 別途閲覧に供する仕様書、図面による。

※衛生設備一式

屋内給水設備、屋内排水設備、給湯設備、衛生器具設備、消火設備、
屋外給水設備、屋外排水設備等

地中熱ヒートポンプ設備（部分引渡し有り）

(5) 分別解体等の実施の義務付け

この工事は建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）第9条に基づき分別解体等の実施が義務付けられた工事であるため、契約に当たり再資源化等に要する費用、解体工事に要する費用、分別解体等の方法、再資源化等をするための施設の名称及び所在地を契約書に記載する必要があることから、特記仕様書に記載された特定建設資材廃棄物、搬出数量等を参考に再資源化等に要する費用及び解体工事に要する費用を含めて見積もったうえで、入札に参加すること。

(6) 工事番号 第181号

2 入札に参加する者に必要な資格

この入札に参加できる者は、(1)及び(2)に掲げる要件をすべて満たした構成員によって、自主的に結成された特定建設工事共同企業体とする。

(1) 特定建設工事共同企業体の構成員の要件

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する者でないこと。

イ 平成31・32年度（令和元・2年度）砂川市競争入札参加資格者名簿において管工事の資格を有しており、砂川市又は北海道における管工事の格付等級がA等級であること。

ウ 入札参加申請書の提出期限日（提出期間最終日）から入札執行日までの間において、国又は地方公共団体から指名停止又は指名除外の措置を受けている、又は受けることが明らかである者でないこと。また、砂川市公共事業等に係る暴力団排除措置要綱の規定により、競争入札等から除外措置を受けている、又は受けることが明らかである者でないこと。

エ 入札参加申請書の提出期限日（提出期間最終日）からさかのぼり6ヶ月以前から入札執行日までの間において、手形交換所で不渡手形若しくは不渡小切手を出した事実、又は銀行若しくは主要取引先から取引停止等を受けた事実がある者でないこと。

オ 入札執行日までに、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続の開始の申立てがなされた者（会社更生法又は民事再生法の規定に基づく更生手続開始又は再生手続開始の申立てがなされた者であって更生計画の許可が決定し又は再生計画の許可が確定した者を除く。）でないこと。

カ 北海道内に砂川市と契約を締結する主たる営業所又は代理人を置く営業所を有すること。

キ 本工事に対応する建設業法（昭和24年法律第100号）の許可業種に係る監理技術者又は主任技術者を専任で配置できること。

ク 本工事に係る設計業務等の受託者又は受託者と資本もしくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

ケ 入札に参加しようとする者の間に次の基準のいずれかに該当する関係がないこと（当該基準に該当する者全員が共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。）。

なお、上記の関係がある場合に、辞退する者を決めることを目的に当事者間で連絡を取るとは、建設工事競争入札心得第4条第2項に該当するものではない。

a 資本関係

次のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号の規定による子会社をいう。以下同じ。）又は子会社の一方が会社更生法第2条第7項に規定する更生会社又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社（以下「更生会社等」という。）である場合を除く。

（a）親会社（会社法第2条第4号の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合

（b）親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

b 人的関係

次のいずれかに該当する二者の場合。ただし、（a）については、会社の一方が更生会社等である場合を除く。

（a）一方の会社の取締役が、他方の会社の取締役を兼ねている場合

（b）一方の会社の取締役が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を兼ねている場合

c その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

上記a又はbと同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合

(2) 特定建設工事共同企業体の結成要件

ア 構成員の数は、2者又は3者であること。

イ 構成員のうち半数以上は、砂川市内に本店又は支店若しくは営業所等を有すること。

ウ 各構成員の出資比率は、均等割の10分の6以上であること。この場合において、代表構成員の出資比率は、構成員中最大であること。

エ 構成員のうち地中熱設備工事を施工した実績を有した者が含まれていること。

オ 代表構成員は、本工事に対応する建設業法の許可業種にかかる監理技術者（申請者と3ヵ月以上の雇用関係があること）を工事現場に専任で配置できること。

カ 代表構成員以外の構成員は本工事に対応する建設業法の許可業種にかかる主任技術者（申請者と3ヵ月以上の雇用関係があること）を工事現場に専任で配置できること。

キ 代表構成員は、現場代理人を工事現場に専任で配置できること。

ク 本工事の入札に参加する共同企業体の構成員は、他の共同企業体の構成員として参加するものでないこと。

3 入札の参加申請

(1) 申請書等

入札参加希望者は、指定する一般競争入札参加資格審査申請書（別添1）及び特定建設工事共同企業体競争入札参加資格審査申請書（別添2）を市ホームページよりダウンロードし提出しなければならない。

(2) 提出期間

令和元年6月27日（木）から令和元年7月8日（月）まで（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法第178号）に規定する休日を除く。）毎日午前8時30分から午後5時まで

(3) 提出場所

砂川市西6条北3丁目

砂川市役所総務部総務課契約管財係

電話番号：0125-54-2121 内線 312

(4) 提出方法

持参することとし、郵送又はファクシミリ、電子メールによるものは受け付けない。なお、持参日時を事前に(3)の場所に電話連絡すること。

(5) その他

ア 資料の作成に要する経費は、入札参加希望者の負担とする。

イ 提出された資料は、返却しない。

ウ 提出された資料は、無断で他に使用しない。

4 入札参加資格の審査

この入札は、政令第167条の5の2の規定による一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者が2に掲げる資格を有するかどうかの審査を行い、その結果を令和元年7月12日(金)までに書面により通知する。

5 入札場所及び日時

(1) 場 所 砂川市役所 3階 大会議室

(2) 日 時 令和元年8月5日(月) 午前9時30分

6 入札保証金 免除する。

7 入札書記載金額

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札参加者は消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)に係る課税業者であるか免税事業者であるかを問わず、入札書に記載する金額は当該10%に相当する額を除いた金額とする。

8 消費税課税事業者等の申出

落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の免税事業者である場合は消費税等免税事業者申出書を提出すること。ただし、落札者が共同企業体の場合であって、その構成員の一部に免税事業者がいるときは、共同企業体消費税等免税事業者申出書を提出すること。

9 図面、仕様書等(以下「設計図書等」という。)の閲覧及び貸出し

(1) 閲覧期間及び場所

① 閲覧期間

令和元年6月27日(木)から令和元年8月2日(金)まで(土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。)毎日午前8時30分から午後5時まで

② 閲覧場所

砂川市役所中2階 情報公開コーナー

(2) 設計図書等の貸出し

① 設計図書等を電子媒体により、入札参加資格申請のあった者に貸し出しするので、希望者は貸出希望日時を事前に、砂川市総務部総務課契約管財係に電話連絡のうえ、借用申請書(別記様式8)を提出し貸与を受けるものとする。

② 貸出し期間は、令和元年6月27日(木)から令和元年8月2日(金)まで(土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日は除く。)毎日午前8時30分から午後5時まで。

③ 返却は、入札参加資格審査の結果、資格がないと通知された場合は速やかに返却するものとし、その他は入札執行後に返却すること。

(3) 設計図書等をもって現場説明会に代えるものとする。

10 契約の時期

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年3月27日条例第4号）の定めるところにより、砂川市議会の議決に付さなければならない契約となるため、落札者を決定した場合は、仮契約を締結し、砂川市議会の議決を得たとき本契約を締結する。

11 設計図書等に対する質疑の受付等

(1) 受付期間

令和元年6月27日（木）から令和元年7月29日（月）まで（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日は除く。）毎日午前8時30分から午後5時まで

(2) 提出場所

砂川市役所総務部庁舎建設推進課

電話番号：0125-54-2121（内線367）

電子メール：c-kensetsu@city.sunagawa.lg.jp

(3) 提出方法

質疑事項は、別記様式7を電子メールにて提出すること。なお、必ず電話連絡のうえ着信を確認すること。

(4) 回答方法

質疑に対する回答は、電子メールにより随時回答するものとして、設計図書等の閲覧場所及び砂川市ホームページ上に内容を公表する。

12 その他

(1) 前金払

請負代金額が500万円以上の工事については、請求により請負代金額（各会計年度における請負代金の支払限度額がある場合は、当該会計年度の出来形部分等予定額。）の4割に相当する額以内を前金払する。ただし、消費税率については請求日における税率により計算するものとする。

(2) 部分払

出来形部分の代価に相当する請負代金相当額（各会計年度における請負代金の支払限度額がある場合は、当該会計年度の出来形部分等予定額。）の9割以内の額を部分払する。ただし、この請求は1回を超えることができない。

(3) 中間前金払

請負代金額が500万円以上の工事については、請求により請負代金額（各会計年度における請負代金の支払限度額がある場合は、当該会計年度の出来形部分等予定額。）の2割に相当する額以内を前金払する。ただし、中間前金払を含めた前金払の合計額は10分の6を超えてはならない。

※部分払と中間前金払は契約締結時にいずれかを選択するものとし、以後の変更は認めないものとする。

(4) 部分引渡しに係る 請負代金の支払

指定した部分引渡しに係る請負代金の支払いは、部分引渡し完了後、指定部分に相当する請負代金を支払う。ただし、前金払及び中間前金払がある場合は、指定部分に相当する当該金額を差し引いた額とする。

(5) 契約保証金

免除する。

(6) 低入札価格調査

① 本工事の入札は、地方自治法施行令第167条の10第1項の規定を適用し、調査基準価格を設定する。

② ①に定める調査基準価格を下回る入札が行なわれたときの手続きは、砂川市低入札価格調査要領（平成20年4月1日施行）の規定によるものとする。

(7) 落札者の決定方法

予定価格の範囲内で、かつ、最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。ただし、(6)の①に定める調査基準価格を下回る入札があったときは、(6)の②の手続きを行なったうえで、落札者を決定する。

(8) その他

- ア 入札の執行回数は、3回までとする。
- イ 初度の入札書提出時に、入札書に記載される入札金額に対応した入札内訳書（以下「内訳書」という。）を作成し、入札書とともに提出すること。なお、内訳書の提出がない場合又は内訳書に不備等がある場合は、当該入札は無効となるので注意すること。
- ウ 初度の入札時に予定価格を超える入札については、無効の扱いとしないが、2回目以降の入札時に前回の最低価格を超える入札については無効となるので注意すること。
- エ 競争入札心得その他関係法令の規定を承知すること。
- オ 砂川市低入札価格調査要領に定める失格判断基準額を下回る入札をした者は、再度入札に参加できないので注意すること。

13 落札者と契約を行わない場合

落札者となった者が暴力団関係事業者であること等の理由により、砂川警察署からの排除要請があった者とは契約を行わない。

14 問い合わせ先

〒073-0195 北海道砂川市西6条北3丁目1番1号
砂川市役所総務部総務課契約管財係
電話：0125-54-2121 内線 312 F A X：0125-54-2568

入札の公告別記

入札の公告「2 入札に参加する者に必要な資格」の説明

2の(1)カ 関係

砂川市と契約を締結する主たる営業所とは、建設業法の許可申請書に記載する主たる営業所をいい、代理人を置く営業所とは、従たる営業所をいう。

2の(1)のキ及び2の(2)のオ 関係

本工事に対応する建設業法の許可業種は、管工事 業である。

監理技術者は、本工事に対応する建設業法の許可業種に係る監理技術者資格者証及び監理技術者講習終了証を有する者もしくは、監理技術者資格者証に監理技術者講習修了履歴が記載されている者をいう。

2の(1)のク 関係

本工事に係る設計業務等の受託者は、(株)大建設札幌事務所です。

当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者とは、次のア又はイに該当する者である。

ア 当該受託者の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしている建設業者

イ 建設業者の代表権を有する役員が当該受託者の代表権を有する役員を兼ねている場合における当該建設業者

2の(1)のケ 関係

人的関係の対象となる取締役とは、次のア、イ又はウに該当するものである。

ア 会社の代表権を有する取締役（代表取締役）

イ 取締役（社外取締役及び委員会設置会社（会社法第2条第1項第12号に規定する委員会設置会社（以下「委員会設置会社」をいう。）の取締役を除く。）

ウ 委員会設置会社における執行役又は代表執行役